

関市自動販売機設置場所借受者公募要項

関市が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 公募物件

- ・ 設置施設数 9 施設
- ・ 設置台数 11 台

（同時に複数の物件の申込みもできます。）

設置場所は、公募物件一覧表のとおりとします。自動販売機の機種によっては、設置（回収ボックスを含む。）及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられるので、事前に設置場所を確認してください。

各物件の詳細については、物件個別明細書のとおりとしますが、物件によって、条件の違いや特記事項のある場合があるので詳細は必ず各施設担当者に確認を行い、間違いのないよう注意してください。

2 応募資格要件

（１）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

（２）次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。

- ① 関市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 関市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が関市との契約を締結すること又は関市との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により関市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなくて関市との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当

たり代理人、支配人、その他の使用人として使用していた者

- (3) 法人の場合は、岐阜県内に本店、支店、営業所又は事業所を有し、個人の場合は関市内に居住し、又は店舗を設置し、業を営んでいること。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること（該当の場合のみ）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (8) 国・県・市町村税を完納している者であること。
- (9) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理能力を有し、自動販売機の設置業務に関して実績があること。

3 公募条件等

(1) 賃貸借料等

① 賃貸借の期間

賃貸借の期間は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとし、契約期間中の契約解除は認められません。（施設により貸付期間が異なる場合があります。）ただし、市が公用、公共用に供する必要が生じたとき、設置事業者が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他市が必要と認めるときは、契約を解除することがあります。また、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して、関市が支障ないと判断する場合は、3年以内の範囲で賃貸借契約の更新をすることが可能です。なお、更新については、公募条件を変更しないことを原則とし、1回のみ更新（最大6年）が可能です。

② 賃貸借料

賃貸借料提案書により提案する賃貸借料（年額）（以下「応募価格」という。）が、関市が設定する最低価格以上で申込みがあったもののうち、最高の応募価格をもって賃貸借料とします。

物件毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜きの額）に100分の110を乗じて得た額（法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合は、変更後の税率で計算した額を加えた額）をもって年額賃貸借料とします。ただし、屋外設置で土地代のみの場合は、消費税及び地方消費税は非課税となります。

賃貸借料は、1年度分ごとに関市の発する納入通知書により、関市の指定する期限までに全額納入するものとします。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測メーター設置費等含む。）、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費についても、全額を設置事業者の負担とします。自動販売機の運転に必要な電源や水道等は、設置

事業者の負担により引込工事等を行う必要があります。ただし、施設に既設の電源等がある場合は施設管理担当課と協議し使用することも可能です。

この場合の光熱水費は関市の決める基準により算定した額を、関市の指定する方法により、関市の指定する期限までに納入してください。

④ 遅延損害金

関市が指定する期限までに納付すべき賃貸借料及び電気料等を納付しなかった場合は、関市税外収入の督促手数料及び延滞金徴収条例第5条の例により計算した金額を遅延損害金として加算します。

⑤ 必須条件

設置する自動販売機の大きさは、設置位置図に設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。

(2) 自動販売機の設置について

- ① 本体規格については、各物件ごとに記載した大きさ以内のものとする。ただし、その大きさに収まらない場合は、施設担当課と協議すること。
- ② 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行うこと。その際には、施設の躯体に負担のかからない方法で設置すること。
- ③ 屋外での設置の場合、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会制定）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ④ 自動販売機設置の際は、安全管理に努めること。
- ⑤ 自動販売機の設置は、賃貸借期間の初日にすること。

(3) 自動販売機の機能について

- ① 自動販売機本体はユニバーサルデザイン（上段商品用の補助選択ボタン及び商品取出し口の改良により、車椅子利用者にも使い易い設計のもの）でロケーション対応型（設置場所や環境に応じて周りの景観に合う色合いをしたもの）とし、省エネタイプ・ノンフロン（代替フロン含む。）対応型、減光を実施したものとする。物件によって該当項目が変わる場合がありますので、物件個別明細書を確認すること。
- ② 設置する自動販売機の種類を、関市が災害発生時に自動販売機内の飲料を出すことができる販売機（災害救援ベンダー）と指定した場合は、その旨を自動販売機に表示し、災害発生時に関市が飲料の提供を必要と判断した場合は、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。災害発生時（停電時）でも関市の判断で飲料を出すことができるのであれば、飲料提供のための機能・手段は問わないこととする。
- ③ 設置する自動販売機の種類を、AED（自動体外式除細動器）付き販売機と指定した場合は、その旨を自動販売機に表示し、保守管理をすること。なお、AEDは自動販売機に内蔵する搭載型、自動販売機とは別に設置する独立型のいずれかを設置することとするが、物件個別明細書で指定する場合があるので確認すること。

(4) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 賃貸借の条件を遵守し、賃貸借料を確実に納付すること。

- ② 使用期間中に応募資格 2－(4)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

また、自動販売機に商品 P R 用の看板やチラシ等を添付する場合は事前に施設管理者に確認すること。

- ⑤ 設置する自動販売機については、事前に施設管理者に確認すること。交換する場合も同様とする。
- ⑥ 酒類の販売は行わないこと。ただし、特別に関市が指定した場合を除きます。
- ⑦ 販売品目は、一般市場で認知、支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。販売方法については、屋外ではビン・カン・ペットボトル等の密閉型とし、屋内の場合は施設管理者と協議の上、紙コップでの販売も認めます。他の販売品目を関市が指定する場合はその販売品目とします。物件によって該当項目が変わります。また、特記事項がある物件もありますので、各物件個別明細書を確認してください。
- ⑧ 自動販売機の売上額及び本数等について、月別の集計を行い、施設管理者に報告すること。

(5) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 販売する商品容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、適切に回収・リサイクルし、設置場所周辺の美化に努めること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。また、自動販売機には故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑤ A E D（自動体外式除細動器）付き自動販売機については、A E D（自動体外式除細動器）を常時使用できるように管理し、パッド（成人用、小児用）は未使用の物を設置すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償に関市に請求することはできません。

(7) 損害賠償

設置事業者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用許可物件を原状に復した場合は、この限りではありません。

4 応募申込み

(1) 応募申込受付期間

令和 8 年 8 月 1 9 日（水）～令和 8 年 9 月 9 日（水）

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分

※ただし、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 提出先

関市若草通3丁目1番地

関市役所 財務部管財課（北庁舎4階）

(3) 必要な書類

- ① 応募申込書（関市所定様式）
- ② 賃貸借料提案書（応募箇所ごとに提案書を提出してください。関市所定の様式に必要事項を記入し、記名押印の上、封かんしてください。封書の表に物件番号と氏名又は法人名を記入してください。一つの封書に複数の賃貸借料提案書を入れていただいても構いません。）
価格は、1年分の賃貸借料（税抜きの額）を記入してください。
- ③ 誓約書（関市所定様式）
- ④ 応募資格2－（4）にかかる許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）
- ⑤ 設置する自動販売機のカatalog

(4) 申込みの手続き

申込受付期間内に、申込みに必要な書類を提出先に直接持参してください。

（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付はしません。）

5 賃貸借料提案書の無効

次のいずれかに該当する賃貸借料提案は無効とします。

- ① 市の設定する最低賃貸借料を下回る価格のもの
- ② 応募申込受付期間までに提出しなかったもの
- ③ 応募者の記名押印がないもの
- ④ 本市が交付した賃貸借料提案書を用いないで提案したもの
- ⑤ 応募価格、応募者の氏名又は応募箇所その他主要部分が識別し難いもの
- ⑥ 金額の訂正、削除、挿入等のもの
- ⑦ 不正行為を行い、提案したもの
- ⑧ 同一価格提案審査について応募者又は代理人がそれぞれ又は2以上の価格提案したときは、その全部のもの
- ⑨ 同一価格提案審査について他の応募者の代理人を兼ね又は2者以上の代理人として価格提案したときは、その全部のもの
- ⑩ その他、応募及び賃貸借料提案、設置事業者決定の条件に違反したもの

6 設置事業者の決定

設置事業者の決定は、令和8年9月14日（月）の予定です。

- (1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、関市が設定する最低賃貸借料以上で最高の応募価格で申込みを行った者とします。ただし、契約締結前に設置事業者の決定を取消した場合は、次に高額の実応募価格で申込みを行った者に決定します。なお、販売品目の売値は、審査の対象となりません。
- (2) 令和8年9月14日（月）午前9時から賃貸借料提案書の開封を関市役所6階6－5会議室で行

います。応募者で立会いを希望される方は、午前8時55分までにお越しください。

(3) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもとくじにより決定します。その際、賃貸借提案書の開封時に当該応募者が立ち会っていた場合は即日くじにより決定しますが、当該応募者が欠ける場合は後日に実施します。

(4) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、決定した応募者に通知するとともに、関市ホームページに決定金額及び設置事業者名を掲載します。

7 賃貸借契約の手続

- (1) 設置事業者に決定した者は、令和8年9月25日（金）までに、法人の場合は履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本の写しを、個人の場合は印鑑証明書及び「2応募資格要件」（8）に記載する税の納付の証明として、国、都道府県、市町村が発行する納税証明書（滞納がない証明）（いずれも発行日から3ヶ月以内のものに限る。）を提出してください。
- (2) 2応募資格要件（8）の応募資格を確認後、別途市有財産賃貸借契約書により契約書を作成するものとします。
- (3) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て設置事業者の負担とします。
- (4) 賃貸借契約は申込者名義で行います。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに手続に応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募の資格を失った場合
- ③ 契約の締結前に応募の取下げを申請し、関市が承認した場合

9 その他

- (1) 使用許可の手続に関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。
- (2) 本公募要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、関市契約規則等の関連諸法令の定めるところによって処理します。
- (3) 賃貸借契約期間内に市の事情等により、自動販売機の機能または一時的な移動、撤去について市から指示があった場合は、自動販売機設置業者と市と協議の上その指示に従っていただきます。その場合に要する費用は、自動販売機設置業者の負担となります。

なお、一時的な撤去期間にかかる賃貸借料については、日割計算により算出します。

【問合せ先】

公募に関するお問合せ先：関市財務部管財課

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地（北庁舎4階）

電 話 0575-23-8121 F A X 0575-23-7746

各物件に対する詳細なお問合せ先：各物件個別明細書に記載のお問合せ先をお願いします。